

香川県営業時間短縮協力金（第8次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第8次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、10月中旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第8次（香川県全域（高松市・高松市以外）：令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 24万円（8日分） **高松市以外の飲食店 定額 22万円（8日相当分）**

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 香川県全域（高松市・高松市以外）で9月13日（月）～9月30日（木）の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
- ✓ 第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第8次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】

時短要請	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	本申請受付
	4/7～4/20	4/28～5/11	5/12～5/31	6/1～6/14	8/7～8/19	8/20～9/12	8/27～9/12	9/13～9/30	
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間 8日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間 8日分	

↑
前払い金の対象

いずれかの協力金を支払い済

※**営業時間短縮協力金（第8次）**

早期一部支払いの制度詳細は、**9月24日（金）**に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。